



# 埼玉県報

第 2799 号  
平成 28 年(2016 年)  
5 月 20 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）

### 条例

- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築安全課）

### 規則

- 埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（金融課）

### 告示

- 埼玉県情報システム統合基盤導入業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 軽油引取税免税証の無効告示（春日部県税事務所）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 宮毛田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業の事業計画の変更(第6回)(市街地整備課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する入札公告（県立学校人事課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行业務入札参加資格等に関する公示（特別支援教育課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 県立3病院の自動免疫測定装置賃貸借及び自動免疫測定装置用検査試薬の調達に関する入札公告（経営管理課）

- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センターの生化学自動分析装置等の賃貸借の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査第一課）

## 正誤

- 埼玉県人事委員会規則 7－978 中訂正（総務給与課）
- 埼玉県人事委員会規則 7－981 中訂正（総務給与課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同施行令に条項ずれが生じたことから、規定の整備をするための改正

### 三 施行期日

平成二十八年六月一日

## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十一号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百二十九条第一項第二号」を「第二百二十八条の五第一項第二号」に改める。

第八条第三項及び第二十条中「第二百二十九条第一項第一号」を「第二百二十八条の五第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十一号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・六五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第一第一項及び第二項中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同表第三項中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同表第四項中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に改め、同表第五項イ中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同項ロ中「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同項ハ中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同項ニ及びホ中「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同表第六項イ中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同項ロ中「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同表第七項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同表第八項イ中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同項ロ中「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同項ハ中「第二条第一項第二号ホ」を「第三条第一項第二号ホ」に改め、同表第九項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表第十項中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同表第十一項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同表第十二項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改め、同表第十三項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改める。

別表第二第五項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表第六項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県情報システム統合基盤導入業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成31年8月31日（土）まで（単価契約かつ長期継続契約）。  
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については履行期間全体の総価を、契約単価表（入札金額内訳書）については1件当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 平成27年度に実施した「情報システム統合基盤基本設計業務」を受託した者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 津久井 電話048-830-2284（直通） 電子メールa2290-25@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目13番18号 埼玉会館 3階会議室 平成28年5月26日（木）午前10時

イ 参加手続

参加を希望する者は、平成28年5月25日（水）正午までに上記(1)の電子メールへ連絡すること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月29日（水）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月28日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月28日（火）午後5時

まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成28年6月29日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった各契約単価に契約単価表（入札金額内訳書）で示すそれぞれの予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、各契約単価に契約単価表（入札金額内訳書）で示すそれぞれの予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年6月7日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の評価表の必須項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、評価表の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Integrated Network and Virtual Server Infrastructure for Saitama Prefectural Government Information Systems

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., June 29, 2016

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 28, 2016

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

## 落札者決定基準

No.	調達仕様書の章等		記載事項	必須	上限配点		
1. 技術評価項目							
1	1. 概要	1.4 プロジェクト実施体制・資格要件	1.4.1 情報システム統合基盤導入業務	プロジェクトリーダーは、官民を問わず、50以上の仮想マシンで構成されたプライベートクラウドもしくはパブリッククラウドサービスを利用した仮想化基盤の導入をプロジェクトリーダーとして実施した経験があり、5年以上のプロジェクトマネジメント経験を有すること。 なお、そのプロジェクトリーダーは、情報システム統合基盤が正常に稼働を開始するまでの間、本プロジェクトの専任であること。	○	10	
2			プロジェクト構成員は、官民を問わず、50以上の仮想マシンで構成されたプライベートクラウドもしくはパブリッククラウドサービスを利用した仮想化基盤の設計・構築を一貫して実施した3年以上の経験を有すること。	○	5		
3			【プロジェクトマネジメントに関する資格】 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ） PMP（Project Management Professional）	○	5		
4		1.5 プロジェクト管理業務	1.5.1 情報システム統合基盤導入業務 (4) リスク管理	当初計画したスケジュールの実施にあたり、遅延等発生防止のため、以下の要件に従い、リスク管理を行うこと。 また、リスク発生時のエスカレーションプラン及びリスク管理方法を提示すること。 なお、その内容には、想定外のリスクが発生した場合の考え方を含むこと。	○	15	
5	3. 情報システム統合基盤要件	3.2 基本要件	3.2.2 サービス提供価格	クラウドサービス利用単価は、月額以下の単位とすること。	○	15	
6				従量課金の仕組み（費用増減の考え方）を提示すること。	○	10	
7			3.2.3 クラウドサービス (1)サービス提供形態	仮想マシンもしくは仮想ディスク(データストア)単位でIOPS性能保証が可能であることが望ましい。		15	
8				突発的なIOに対処するためのSSDキャッシュ技術を実装したストレージか、SSDへ書き込み後、バックグラウンドで安価なディスクへ書き込むタイプのストレージでディスクサービスを提供することが望ましい。		15	
9			3.2.7 サービス提供終了時の事前通知	クラウドサービス事業者の都合によるサービス廃止については、情報システム統合基盤の運用停止を防ぐため、サービス廃止の6か月前（12か月前が望ましい）までに、予定日を県に通知すること。	○	15	
10			3.2.8 システム正常稼働目標	「情報システム統合基盤が利用できない状態」（クラウドサービスのSLAに抵触する状態）の定義を提示すること。	○	10	
11				県庁内設備の不良を除き、情報システム統合基盤が利用できる状態を99.95%以上担保すること。	○	15	
12				情報システム統合基盤が利用できる状態が99.95%を下回った場合、ペナルティについて提示すること。（翌月以降の請求金額からの減額措置が望ましい）	○	5	
13			3.3 設備要件	3.3.1 データセンター	日本データセンター協会制定「データセンターファシリティスタンダード」のティア3（基準項目および推奨項目）を全て満たすこと。	○	15
14					メインサイトとDRサイトの位置関係について、想定しているリスクを提示した上で、そのリスクへの対策としてどのような効果があるかについて、それぞれのサイトの選定理由として具体的に示すこと。	○	15
15			非常用の発電システムとして、ガスタービン発電機を併設していることが望ましい。		5		
16		3.3.2 サービス提供基盤構成	クラウドサービス基盤が、どのように障害時の性能影響を出さないようにしているか具体的に示すこと。	○	15		

No.	調達仕様書の章等		記載事項	必須	上限配点
17		3.3.4 拡張性	仮想マシンに割り当てたCPU・メモリはリソースの削減ができると望ましい。		15
18			各回線（サービス用回線・保守用回線・DR用回線・インターネット回線）において、本調達用の構成から拡張が必要となった際の考え方（拡張方法）を提示すること。	○	15
19		3.4 セキュリティ要件	どのようにして常時最新のセキュリティ対策を実施しているか、具体的に示すこと。	○	15
20		3.4.2 情報漏えい対策	クラウドサービス基盤の運用員の悪意ある行動を制限するために、クラウドサービス事業者側で実施している運用及びセキュリティの対策を提示すること。	○	15
21		3.4.4 データ保護のための暗号化	情報システム統合基盤上の任意のシステムで、データ暗号化が必要となった場合、クラウドサービス基盤側の機能にてデータ暗号化が実現可能であることが望ましい。		10
22		3.6 バックアップ要件	3.6.1 標準バックアップ 原則として、サーバーにバックアップソフトのエージェントをインストールすることなく、バックアップを取得すること。	○	15
23			バックアップはスケジュール取得すること。バックアップ方式は、バックアップ及びリストア時間が極力短くなる方式とすること。	○	15
24		3.6.2 例外バックアップ（個別システム独自バックアップ）	個別システムのバックアップ領域は情報システム統合基盤より提供すること。	○	5
25		3.6.3 標準バックアップ用のシステム	バックアップが想定時間内に完了することを担保するため、バックアップシステムの選定理由、バックアップの取得時間の目安を提示すること。	○	15
26			バックアップウィンドウを短縮するため、重複除外・圧縮機能を備えたバックアップ機器の導入が望ましい。		15
27		3.7 ディザスタリカバリ要件	データ同期は、仮想マシン単位もしくはファイル単位で実施できることが望ましい。		15
28		3.8 リモートアクセス	3.8.2 アプリケーション事業者のインターネット経由でのアクセス方針 アプリケーション事業者がインターネット経由で情報システム統合基盤にアクセスする環境は平成29年度より必要となる環境であるが、本提案において実現可能性を担保すること。 なお、この環境の実現に当たっては、情報漏えいの防止、トレーサビリティに配慮すること。	○	15
29		3.8.3 県が保持する保守端末を使用したアクセス方針	県が保持する保守端末（以下、「県内保守端末」という）が情報システム統合基盤にアクセスする場合、保守回線経由でアクセスさせること。 なお、この環境の実現に当たっては、情報漏えいの防止、トレーサビリティに配慮すること。	○	15
30		3.8.4 個別システム利用ユーザーのインターネット経由でのアクセス方針	リモートアクセス実施者がインターネット経由で個別システムにアクセスする環境は平成29年度より必要となる環境であるが、本提案において実現可能性を担保すること。 なお、この環境の実現に当たっては、情報漏えいの防止、トレーサビリティに配慮すること。	○	15
31	4. 設計・構築業務要件		「1.3.3 役割分担」、「1.6 スケジュール」を参照の上、設計・構築業務を確実に遂行する為のタスク・役割分担・スケジュールを提示すること。	○	5

No.	調達仕様書の章等		記載事項	必須	上限配点
32	9. 運用要件		障害やインシデント発生時に、迅速な一次切り分け、適切なエスカレーション及び県への進捗報告を含む明確な課題管理を行う運用を実施すること。	○	15
33	9.1 運用設計		クラウドサービス事業者の設計・構築担当は、以下に従い、運用設計を行うこと。	○	15
34	9.2 運用手順書の準備		クラウドサービス事業者の設計・構築担当は、運用設計書に基づき、県及びサービスデスク事業者向けに必要な以下のドキュメントを作成すること。必要に応じて、ドキュメントを追加すること。	○	5
2. 費用					
35	初期構築費用等ライフサイクルコスト		本調達対象となる統合基盤の構築に要する初期構築費用について、平成28年9月30日まで有効な見積書を提出すること。	○	30
					450

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 K o l k a t a C u l t u r a l S o c i e t y J  
a p a n

三 代表者の氏名

T A L U K D E R B I S W A J I T

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市栄町二丁目八番十一号シトラス第五ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と海外諸国とのインド文化の交流を通じて、学術・文化の振興を図り、世界の人々と協力し合い、全ての人類が自己実現できる社会づくりに寄与することを目的とする。

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇ㇿ	11G075237 ） 11G075238	二	農業	平成二十七年四月一日 ） 平成二十八年三月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県加須市浜町四番地三十七 ほくさい農業協同組合加須燃料配送センター				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
春日部県税事務所		平成二十八年二月十八日		

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルプロジェクト

三 代表者の氏名

大 村 亮 介

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 東京都千代田区神田和泉町一丁目七―十四

（変更後） 埼玉県和光市新倉一丁目二番三十二

五 定款に記載された目的

（一）この法人は、広く結婚に対して悩みを持つ人々を対象に、幅広い結婚情報の提供や出会いの場の提供等の総合的な支援事業を行うことにより、未婚・晩婚化・出生率減少傾向等の結婚を取り巻く環境向上の促進を図り、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（二）この法人は、国内外の児童・生徒・学生に校外活動の機会を提供し、児童・生徒・学生同士の交流を行うことにより、日本への留学の希望者を増加させる、あるいは外国への留学を希望する学生を増加させるために、交流を促進させる事業を行い子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

（三）この法人は、外国人留学生並びに日本人学生、個人事業主・企業等に対して、就業についての情報提供及び支援、日本における外国人留学生、日本人学生の職業能力の開発・雇用機会の拡充並びに諸外国との国際親善を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
宮毛田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び  
住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	大野 浩良	埼玉県東松山市大字宮鼻百九十番地一
同	中島 誠一	同 同 十三番地
同	平田 定夫	同 同 千十一番地
同	平田 一男	同 同 千二十八番地四
同	松寄 勝正	同 同 毛塚九百番地
同	井上 和康	同 同 千二十七番地八
同	中村 繁夫	同 同 三百四十三番地
同	中村 康弘	同 同 三百六十三番地
同	川島 準	同 同 田木四百三十九番地
同	佐藤 宗男	同 同 四百七十四番地
同	金子 禎作	同 同 百八十番地
同	橋本 正孝	同 同 三百二番地二
同	利根川 祐二	同 同 八百八十三番地
監事	田口 豊	同 同 二百六十四番地
同	山口 正美	同 同 宮鼻百七十七番地
同	鷺澤 寛	同 同 毛塚八百七十四番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	川島 司郎	埼玉県東松山市大字田木四百三十七番地二
同	秋山 武司	同 同 三百六十番地一
同	富田 明宏	同 同 九百四十一番地一
同	松崎 弘	同 同 宮鼻千三十四番地
同	芝田 正之	同 同 二百三十三番地
同	藤倉 三三男	同 同 大黒部三十八番地
同	田寛 二	同 同 田木 九百三十八番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同
芝崎	町田	利根川	大野	金子	江口	佐藤	荻野	利根川
宣彦	英夫	照夫	勝栄	努	英明	和美	保幸	光章
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮鼻二百四十番地	毛塚八百四十一番地	田木九百五番地	宮鼻百五十二番地	同三百七十八番地一	同三百十六番地二	同八百八十五番地	毛塚七百九十一番地	同八百八十五番地

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	大鷹敏雄	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷺巢四百三十番地
同	増山貞男	同 同 椿百四十四番地
同	大塚彰	春日部市芦橋八百三十番地
同	金田政市	同 塚崎百八十六番地
同	横井貞夫	同 倉常八十五番地一
同	倉持賢一	同 神間八百二十一番地一
同	小久保静夫	同 榎三百九十七番地一
同	関根敏久	同 櫛六百三十五番地
同	中山頼信	同 立野三百十八番地一
同	野口勝英	同 上吉妻百七十五番地
同	石川哲雄	同 金崎八十七番地一
同	大越隆司	同 上柳千六百二番地
同	島村文雄	同 永沼百二十番地
同	鈴木光一	同 西金野井百九十五番地
同	秋山文男	同 水角百九十六番地
同	岡田實	同 赤崎八百九十五番地
監事	荒川安平	同 幸手市大字榎野地三百九十二番地
同	大作富重	同 春日部市小平六百八十七番地
同	石川勇	同 下柳千八百七十番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	新井福一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前二百七十三番地
同	増山貞男	同 同 椿百四十四番地
同	新井孝次	同 春日部市倉常六十七番地
同	上原一男	同 同 木崎百三十五番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
関根一男	島村武司	荒川安平	井上昇	鈴木光一	島村文雄	石川哲雄	野口勝英	関根敏久	小久保静夫	倉持賢一	金田政市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	春日部市 上柳千二百二十八番地一	幸手市大字 榎野地三百九十二番地	同 赤崎四百十七番地二	同 西金野井百九十五番地	同 永沼百二十番地	同 金崎八十七番地一	同 上吉妻百七十五番地	同 櫛六百三十五番地	同 榎三百九十七番地一	同 神間八百二十一番地一	同 塚崎百八十六番地

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

三芳町藤久保第一土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成十年十月二十七日から

平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚、字俣埜及び字東の各一部

#### 四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七百七十九番地一

#### 五 設立認可の年月日

平成十年十月二十七日

#### 六 変更認可の年月日

平成二十八年五月二十日

## 告 示

### 埼玉県告示第七百号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県草加市旭町六丁目十番十一号

株式会社千松

二 取消年月日

平成二十八年五月十六日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成28年8月22日（月）から平成31年9月30日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

(5) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と類似の業務を過去に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 小野塚、小林 電話048-830-6825（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月13日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月12日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月13日（水）午前10時30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成28年7月13日（水）午前11時

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年7月4日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成28年6月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受  
注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Comparing and verifying data processed by the Saitama Computerized  
Administrative System with relevant documents, Comprehensive help  
desk service for the Saitama Computerized Administrative System and  
on-site support service for the Saitama Computerized Administrative  
System at the prefectural educational institutions.

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; by 10:30 a.m., July 13, 2016  
By registered mail; must be received by 5:00 p.m., July 12, 2016  
In person; by 10:30 a.m., July 13, 2016

(3) Contact Information:

Prefectural Schools Management and Personnel Division, Prefectural  
Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.  
Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301  
Telephone: 048-830-6825

## 告示

### 埼玉県告示第七百二二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十八年度及び平成二十九年年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格登録名簿に登録するものとする。

#### 二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

(3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受け

た期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

### 三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

### 四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者の雇用の状況

ト ISO14001の認証取得状況

### 五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。

ただし、申請日時時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- (1) 市町村長又は区長が発行する身分証明書の写し
- (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
  - へ 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）  
（法人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあつては埼玉県内の住所地に係るもの）
  - ト 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
  - リ 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
  - ヌ ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
  - ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
  - ロ 在籍証明一覧表
  - ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
  - カ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
  - 六 申請書の配布及び提出場所  
〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当  
電話〇四八―八三〇―六八八五
  - 七 資格審査の申請時期  
申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。
  - 八 申請者への通知  
知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。
  - 九 資格の有効期間  
資格を認定した日から平成三十年三月三十一日までとする。
  - 十 申請書等の作成に用いる言語等  
イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文

を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

#### 十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金の額

ヘ 電話番号及びファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者の雇用の状況

リ ISO14001の認証取得状況

#### 十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ 二イ、ロ又はニのいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたと  
き。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

処 理 欄	受付日		登録番号
	年 月 日	市 町 村	

処理欄には記入しないでください。

## 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う平成28年度及び平成29年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申 請 者 (〒 - )  
 住所又は所在地  
 (ふりがな)  
 商号又は名称  
 (ふりがな)  
 代表者職・氏名 印  
 電話番号 ( - - )

## ○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
  - ※2 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）
  - ※3 営業所一覧表
  - ※4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
    - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
    - (2) 決算報告書の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
  - ※5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
    - (1) 市町村長又は区長が発行する身分証明書の写し
    - (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
    - (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
  - ※6 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前1年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの）
  - ※7 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - 8 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
  - 9 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
  - 10 ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
  - 11 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
  - ※12 在籍証明一覧表
  - ※13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
  - 14 同意書（被保佐人、被補助人又は未成年者の場合のみ）
- (注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

## 1 使用印鑑

--

(注)「使用印鑑」とは、入札書、見積書、契約書及び請求書に押印する印鑑です。

## 2 申請日直前の事業年度2年間における契約状況

### (1) バス業務

乗合・貸切・特定	契約者	業務の内容	契約金額	契約期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月

### (2) バス業務以外

発注者	業務の内容	契約金額	契約期間又は契約日

(注) 1 2年間における主な業務で、契約金額の高いものから記載すること。

2 契約が毎年更新されている場合も、合算せずに契約ごとに記載すること。

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,322 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 28 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 15,300 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 28 年 1 月 22 日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用液体塩素 679 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 28 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
フジオックス株式会社 越谷営業所  
埼玉県越谷市蒲生西町 2 丁目 12 番 5 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 73,500 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 28 年 1 月 22 日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野

立

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,449 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 28 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 53,000 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 28 年 1 月 22 日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野

立

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 262トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成28年4月1日から平成28年9月30日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成28年3月28日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目12番34号
- 7 落札金額(税抜)  
1トン当たり 128,600円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成28年1月22日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 462トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成28年4月1日から平成28年9月30日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成28年3月28日
- 6 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社  
埼玉県久喜市清久町4番地1
- 7 落札金額(税抜)  
1トン当たり 137,000円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成28年1月22日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用濃硫酸 1,845 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 28 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 17,900 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 28 年 1 月 22 日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

自動免疫測定装置賃貸借及び自動免疫測定装置用検査試薬の調達数量は仕様書のとおり。

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

ア 自動免疫測定装置賃貸借 平成 29 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで

イ 自動免疫測定装置用検査試薬調達 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」及び「物品の賃貸」の両方についてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 過去2年間に200床以上の病院に検査試薬を納品した実績を有し、検査試薬の納品や機器の修繕等を速やかに行える者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 仕様に関する問い合わせ先

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部 部長 大森

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

イ 埼玉県立がんセンター分

〒362-0806 埼玉県伊奈町小室780

埼玉県立がんセンター 検査技術部 部長 岩田

電話048-722-1111 ファクシミリ048-722-1129

ウ 埼玉県立小児医療センター分

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター 検査技術部 副部長 遠藤

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月29日（水）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月28日（火）午後5時まで（必着）

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年6月29日（水）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札説明書に示す入札保証金の対象範囲に対して見積もった金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額又は調達見込金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年6月8日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日休日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Clinical Chemical Analysis Systems and Reagents

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., June 29, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 28, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

生化学自動分析装置等の賃貸借の調達

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

平成 29 年 2 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで

埼玉県立小児医療センター

平成 29 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」及び「物品の賃貸」の両方についてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 仕様に関する問い合わせ先

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部 部長 大森

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

イ 埼玉県立小児医療センター分

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター 検査技術部 副部長 遠藤

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月29日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月28日（火）午後5時まで（必着）

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年6月29日（水）午前10時10分  
開札への立会いは不要とする。

#### 4 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

###### ア 入札保証金

入札者は、入札書に記載した金額に、当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

###### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額又は調達見込金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

##### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年6月8日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

##### (5) 契約書作成の要否

要

##### (6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日休日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Clinical Chemical Analysis Systems and Reagents

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., June 29, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 28, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

#### 一 日時

平成二十八年五月二十六日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

- イ 県議会平成二十八年六月定例会提出予定案件について
- ロ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の任免について
- ハ 保有個人情報開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ニ 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について
- ホ その他

# 告示

## 埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文  
 埼玉県監査委員 佐 野 勝 正  
 埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二  
 埼玉県監査委員 諸 井 真 英

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
青山 裕之	埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目十四番三―九〇一号	平成二十八年五月二十日～ 平成二十九年三月三十一日
小川 千恵子	埼玉県戸田市大字新曾二千二百四十二番地 G B G 北戸田リアルフォート九〇四号室	平成二十八年五月二十日～ 平成二十九年三月三十一日
長内 温子	埼玉県草加市草加二丁目十九番九号	平成二十八年五月二十日～ 平成二十九年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稻荷町二丁目四番二十八号	平成二十八年五月二十日～ 平成二十九年三月三十一日
森山 謙一	埼玉県さいたま市南区别所七丁目一番三十三号 一―五〇二	平成二十八年五月二十日～ 平成二十九年三月三十一日
芳原 勝伸	埼玉県入間郡毛呂山町西大久保三百六十六番地三	平成二十八年五月二十日～ 平成二十九年三月三十一日

# 正 誤

埼玉県人事委員会規則七―九七八(平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号)  
中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

「知事室長」を 「知事室長  
企画参与」

正

「本庁部長  
知事室長」を 「本庁部長  
知事室長  
企画参与」

## 正 誤

埼玉県人事委員会規則七―九八一（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）  
中訂正

ページ 行

一 後ろから七

誤

競争試験

正

正規の試験